

船舶事故調査報告書

平成28年6月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 事故種類                             | 乗揚   |
| 発生日時                             | 平成27年10月9日 09時30分ごろ  |
| 発生場所                             | 京都府京丹後市久美浜湾<br>久美浜港南防波堤灯台から真方位156° 1,800m付近<br>(概位 北緯35° 38.0′ 東経134° 54.6′)   |
| 事故の概要                            | プレジャーボート武真恵丸は、北進中、浅所に乗り揚げた。<br>武真恵丸は、プロペラの擦過傷等を生じた。  |
| 事故調査の経過                          | 平成27年10月9日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名<br>原因関係者から意見聴取実施済み   |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等 | プレジャーボート 武真恵丸、長さ2.68m<br>なし、個人所有<br>第250-12458号（船舶検査済票の番号）   |
| 乗組員等に関する情報                       | 船長、二級小型・特殊・特定  |
| 負傷者                              | なし   |
| 損傷                               | プロペラに擦過傷、シャーピンに折損  |
| 気象・海象                            | 気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 1、視界 良好<br>海象：波高 約0.1m、潮汐 上げ潮の中央期   |
| 事故の経過                            | 本船は、船長が1人で乗り組み、京丹後市大明神岬の岸近くで釣りをすることにして同岬沖に向かった。<br>本船は、船長が、陸岸近くまで水深が深いと思い、船尾で船外機を操縦して時速約4kmの対地速力で北進していたところ、同浅所に乗り揚げた。<br>本船は、船長が、船外機をチルトアップしたところ、プロペラに損傷を認めたので118番通報し、京都府水難救済会所属の漁船にえい航されて港に戻った。 |
| 分析                               | 本船は、船長が、大明神岬付近の浅所の存在を知らなかったことから、浅所に向けて航行し乗り揚げたものと考えられる。<br>船長は、いつもの釣り場で他のプレジャーボートが釣りをしており、大明神岬付近に釣り場を変更したことから、同岬付近の浅所の存在を知らなかったものと考えられる。   |
| 原因                               | 本事故は、本船が、久美浜湾を北進中、船長が、付近の浅所の存在を知らなかったため、同浅所に向けて航行し乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。  |
| 参考                               | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。<br>・不案内な陸岸近くの航行を控えること。  |